## 議案第6号

富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定 について

富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例を別紙のと おり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)第36条により介護保険法が一部改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準が条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものである。

富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第 115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基 準を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。 (地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準)
- 第3条 法第115条の46第5項の規定により定める地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準は、規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。